

各所属長 殿

総務室長

捜査本部等に対する激励報償品の交付について

標記の件については、「捜査本部等に対する激励報償品の交付について」（平成13年3月30日付け会第239号。以下「旧通知」という。）により実施していたが、令和7年4月1日より、下記のとおり実施するので、制度の趣旨を十分に理解し、県民の理解と信頼が得られるよう努められたい。

なお、本通知の実施に伴い、旧通知は廃止する。

記

1 本制度の趣旨

昼夜を問わず突発的に発生する各種事件などのうち、特に悪質、凶悪又は大規模な事案については、多数の職員の投入、長期間におよぶ捜査等を余儀なくされており、こうした事案の早期の解決、人命の救助等による迅速、的確な警察活動を推進するためには円滑で効果的な組織運営を図ることが重要である。

このため、これらの捜査本部等に保健剤等の激励品を交付し、これに従事する職員の士気の高揚を図ることを目的とする。

2 制度の対象

激励報償品の交付対象は、次に掲げる捜査本部等とする。

ア 「岐阜県警察の捜査本部運営に関する訓令」（平成2年岐阜県警察訓令第18号）第3条に基づき設置された特別捜査本部又は捜査本部

イ 「岐阜県警察警備実施規程」（平成14年岐阜県警察訓令第5号）第9条第1項に基づき設置された県警備本部、合同警備本部又は警察署警備本部

ウ 「緊急事態等における岐阜県警察の初動措置に関する訓令」（令和元年岐阜県警察訓令第6号）第28条第1項に基づき設置された警備本部（ただし、甲号警備本部とする。）及び第34条第1項に基づき設置された現地指揮所

エ 他県設置されたアからウと同種の捜査本部等に当県から応援派遣され、一定期間継続して従事する部隊等

オ その他、上記に準ずる事件等に対処する所属等

3 実施方法

(1) 申請

捜査本部等が設置された場合において、当該捜査本部等を主管する警察本部の所属長は、必要に応じて激励報償品交付申請書（別記様式）により総務室長（総務室会計課（以下「会計課」という。）経由）に申請を行う。

(2) 交付の決定

総務室長は、(1)の申請に基づき、当該事案の規模、困難性、危険性等を考慮し、交付の有無及び交付経費額を決定する。

(3) 交付方法

(2)の決定に基づき、会計課は交付経費額と同額の激励報償品を当該捜査本部等に交付する。

【別記様式省略】